

奨学金返還支援制度のお知らせ

十勝三菱に入社されたみなさまに

奨学金返還金の

支援費を支給します！

道内初

民間企業による
総合職・営業職向け
奨学金返済支援制度

2017年2月現在
自社調べ

奨学金の
返還義務が
ある方に

毎月
最大

2万円を支給



1. 対象者

当社の社員で奨学金の返還義務がある方。

2. 詳細

(1) 入社された方が奨学金貸与元（日本学生支援機構など）へ返還する額と同額※の「返還支援費」を支給します。

※1 **支給額は毎月2万円を上限**とします。

※2 ただし、奨学金の趣旨を踏まえ、**毎月の自己負担分を支援費の1割**とします。

(例1) 毎月2万円を返還されている方は、1万8千円を支給します。

(例2) 毎月3万円を返還されている方は、2万円を支給します。

(2) **支給期間の上限はありません**。在籍し返還義務がある限り支給をいたします。

(3) 奨学金の返還中に、もし当社をご退職された場合、その時点で返還支援費の支給も終了します。

なお、それまでに支給された返還支援費を**当社へ返済する義務はありません**。

(4) 原則として、奨学金の貸与元が日本学生支援機構または公的機関である場合に限り、本制度をご利用いただけます。

2017.5 現在

お問い合わせ先

十勝三菱自動車販売株式会社

〒080-0046

北海道帯広市西16条北1丁目21-5

担当：業務進化準備室 酒井・宮本

Tel. 0155-33-1313

<http://www.tokachi-mitsubishi.co.jp/>